

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

- 第15号議案 島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について
第16号議案 島原市東京学生寮入寮者選考会委員の委嘱について
第17号議案 島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について
第18号議案 島原市社会教育指導員の委嘱について

平成24年4月2日 定例会

第 1 5 号議案

島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について

島原市奨学生審議委員会委員に、下記の者を委嘱する。

職 名	氏 名	住所（学校所在地等）	任 期
長崎県立島原高等学校長	北浦 剛資	島原市城内二丁目1130	H24.4.1 ～H25.3.31
長崎県立島原工業高等学校長	有村圭一郎	島原市本光寺町4353	H24.4.1 ～H25.3.31
島原市立第二中学校長	増田 登	島原市新山三丁目8916	H24.4.1 ～H25.3.31
島原市立三会中学校長	林田 行弘	島原市下宮町甲2511-2	H24.4.1 ～H25.3.31
島原市立有明中学校長	城臺 隆光	島原市有明町大三東戊 1535	H24.4.1 ～H25.3.31

平成 2 4 年 4 月 2 日提出

島原市教育委員会

教育長 清水 充枝

提案理由

島原市奨学金貸付基金条例第 1 0 条及び島原市奨学金貸付基金条例施行規則第 5 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(参考)

○島原市奨学金貸付基金条例（抜粋）

（審議委員会）

第10条 奨学金の貸付に関する事項を審議するため、奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

○島原市奨学金貸付基金条例施行規則（抜粋）

（審議委員会）

第5条 島原市奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）は、委員15名以内をもって組織する。

2～5 略

6 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

島原市奨学生審議委員会委員名簿

(平成24年4月1日現在)

職 名	氏名	住 所 (学 校 所 在 地 等)	任 期
島原市民生委員児童委員協議会 連合会会長	永門 重明	島原市新山二丁目8964-17	H22.12.1～H25.3.31
長崎県立島原高等学校長	北浦 剛資	島原市城内二丁目1130	H24.4.1～H25.3.31
長崎県立島原農業高等学校長	林 秀樹	島原市下折橋町4520	H22.4.1～H25.3.31
長崎県立島原工業高等学校長	有村圭一郎	島原市本光寺町4353	H24.4.1～H25.3.31
長崎県立島原商業高等学校長	水田 等	島原市城内一丁目1213	H23.4.1～H25.3.31
島原中央高等学校長	古瀬 正昭	島原市船泊町3415	H22.4.1～H25.3.31
島原市立第一中学校長	岩村 良之	島原市城内一丁目1222	H23.4.1～H25.3.31
島原市立第二中学校長	増田 登	島原市新山三丁目8916	H24.4.1～H25.3.31
島原市立第三中学校長	北田 義久	島原市梅園町丁2898	H23.4.1～H25.3.31
島原市立三会中学校長	林田 行弘	島原市下宮町甲2511-2	H24.4.1～H25.3.31
島原市立有明中学校長	城臺 隆光	島原市有明町大三東戊1535	H24.4.1～H25.3.31
島原市教育委員会教育長	清水 充枝	島原市北門町1538-9	H22.4.1～H25.3.31
計	12名		

第 16 号議案

島原市東京学生寮入寮者選考会委員の委嘱について

島原市東京学生寮入寮者選考会委員に、下記の者を委嘱する。

職 名	氏 名	住所（学校所在地等）	任 期
長崎県立島原高等学校長	北浦 剛資	島原市城内二丁目1130	H24.4.1 ～H26.3.31
長崎県立島原農業高等学校長	林 秀樹	島原市下折橋町4520	H24.4.1 ～H26.3.31
長崎県立島原工業高等学校長	有村圭一郎	島原市本光寺町4353	H24.4.1 ～H26.3.31
長崎県立島原商業高等学校長	水田 等	島原市城内一丁目1213	H24.4.1 ～H26.3.31
島原中央高等学校長	古瀬 正昭	島原市船泊町丁3415	H24.4.1 ～H26.3.31
島原市教育委員会委員長	井上 莞爾	島原市門内町丙801	H24.4.1 ～H26.3.31
島原市教育委員会教育長	清水 充枝	島原市北門町1538-9	H24.4.1 ～H26.3.31

平成24年4月2日提出

島原市教育委員会

教育長 清水 充枝

提案理由

島原市東京学生寮設置条例第8条並びに島原市東京学生寮運営規則第9条、第10条及び第11条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(参考)

○島原市東京学生寮設置条例（抜粋）

(入寮者選考会)

第8条 学生の入退寮に関して諮問するため、島原市東京学生寮入寮者選考会を置く。

○島原市東京学生寮運営規則（抜粋）

(選考会)

第9条 選考会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市職員及び学識経験者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 選考会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

第11条 前2条に定めるもののほか、選考会について必要な事項は会長が定める。

島原市東京学生寮入寮者選考会委員名簿

(平成24年4月1日現在)

職 名	氏 名	住 所 (学 校 所 在 地 等)	任 期
長崎県立島原高等学校長	北浦 剛資	島原市城内二丁目1130	H24.4.1～H26.3.31
長崎県立島原農業高等学校長	林 秀樹	島原市下折橋町4520	H24.4.1～H26.3.31
長崎県立島原工業高等学校長	有村圭一郎	島原市本光寺町4353	H24.4.1～H26.3.31
長崎県立島原商業高等学校長	水田 等	島原市城内一丁目1213	H24.4.1～H26.3.31
島原中央高等学校長	古瀬 正昭	島原市船泊町丁3415	H24.4.1～H26.3.31
島原市教育委員会委員長	井上 莞爾	島原市門内町丙801	H24.4.1～H26.3.31
島原市教育委員会教育長	清水 充枝	島原市北門町1538-9	H24.4.1～H26.3.31
計	7名		

第 1 7 号議案

島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について

島原市三会地区学校林管理委員会委員に、次の者を委嘱する。

職 名	氏 名	住 所 (学校所在地等)	任 期
島原市立三会小学校長	下 田 恭 子	島原市中原町乙1462	平成 24 年 4 月 1 日～
島原市立三会中学校長	林 田 行 弘	島原市下宮町甲2511-2	平成 24 年 4 月 1 日～
島原市契約管財グループ長	下 岸 安 彦	島原市上の町537	平成 24 年 4 月 1 日～
島原市農林水産グループ長	片 山 武 則	島原市有明町大三東戊1327	平成 24 年 4 月 1 日～

平成 2 4 年 4 月 2 日 提出

島原市教育委員会

教育長 清 水 充 枝

提案理由

島原市三会地区学校林管理規程第 2 条及び第 3 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(参考)

○ 島原市三会地区学校林管理規程（抜粋）

（委員会の設置及び組織）

第2条 学校林管理の万全を期するため、学校林管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、教育長・契約管財グループ長・農林水産グループ長及び三会小中学校長（以下「学校長」という。）をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

（委員の失職）

第3条 委員が前条第2項にかかげるそれぞれの職を有しなくなったときは、委員の職を失う。

（委員長）

第4条 委員会は、委員のうちから委員長を互選しなければならない。

2 委員長は、委員会の会議を主宰し、委員会に関する事務を処理し、委員長を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

（招集）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員から委員会招集の請求があったときは、委員長はこれを招集しなければならない。

（会議）

第6条 委員会は、3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

島原市三会地区学校林管理委員会委員名簿

(平成24年4月1日現在)

職 名	氏 名	住 所(学校所在地等)	任 期
島原市立三会小学校長	下田 恭子	島原市中原町乙 1462	平成24年4月1日～
島原市立三会中学校長	林田 行弘	島原市下宮町甲 2511-2	平成24年4月1日～
島原市教育委員会教育長	清水 充枝	島原市北門町 1538-9	平成21年4月1日～
島原市契約管財グループ長	下岸 安彦	島原市上の町 537	平成24年4月1日～
島原市農林水産グループ長	片山 武則	島原市有明町 大三東戊 1327	平成24年4月1日～
計	5名		

第 1 8 号議案

島原市社会教育指導員の委嘱について

島原市社会教育指導員に、下記の者を委嘱する。

氏 名	性別	年 齢	住 所	備 考
菊池 裕	男	62	島原市有明町大三東戊1300	元小学校校長
松本 和子	女	45	島原市上の原一丁目6253	元高等学校教諭

平成 2 4 年 4 月 2 日提出

島原市教育委員会

教育長 清水 充枝

提案理由

島原市社会教育指導員の設置及び服務に関する規則第 2 条及び第 3 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(参考)

○島原市社会教育指導員の設置及び服務に関する規則

昭和54年12月4日

教育委員会規則第3号

改正	昭和56年3月4日教委規則第3号 昭和63年3月7日教委規則第1号 平成4年8月6日教委規則第5号 平成6年3月7日教委規則第2号 平成8年4月15日教委規則第2号 平成9年3月31日教委規則第1号 平成11年4月9日教委規則第5号	昭和61年8月7日教委規則第11号 平成2年3月31日教委規則第4号 平成5年3月4日教委規則第5号 平成7年3月7日教委規則第3号 平成8年6月6日教委規則第3号 平成10年4月10日教委規則第3号 平成13年4月9日教委規則第5号
----	--	---

(目的)

第1条 この規則は、島原市社会教育指導員の設置及び服務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 教育委員会に、社会教育指導員を設置する。

(任用と身分の取扱い)

第3条 教育委員会は、社会教育指導員を委嘱する。

2 社会教育指導員は、非常勤の職員とする。

3 社会教育指導員の任期は、1年とする。ただし、前任者の補充については、その残任期間とする。

(職務)

第4条 社会教育指導員は、教育委員会の定める社会教育に関する方針に従い、学習の指導及び相談並びに社会教育関係団体の育成及び指導にあたるものとする。

(服務)

第5条 社会教育指導員の服務については、この規則に定めるもののほか、別にこれを定める。

(勤務時間)

第6条 社会教育指導員の勤務は、原則として1週間を通じて28時間とする。

(報酬)

第7条 社会教育指導員の報酬は、月額18,900円とする。

(委任)

第8条 この規則の施行についての必要な事項は、教育長が別に定める。